

島交規甲第742号
島交指甲第662号
島交企甲第1165号
平成30年11月22日

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通達）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号。以下「改正法」という。別添1参照）は、平成30年5月25日に公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第297号）により、平成30年11月1日に施行された。また、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（平成30年国家公安委員会告示・総務省告示・国土交通省告示第1号。以下「改正告示」という。別添2参照）が公布され、改正法の施行と併せて施行された。

改正法及び改正告示の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「新法」とは改正法による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）を、「新方針」とは改正告示による改正後の移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年国家公安委員会告示・総務省告示・国土交通省告示第1号）をいうものとする。

記

1 改正の趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現の必要性、高齢者、障がい者等がより一層社会参画し、活躍できる一億総活躍社会の実現の必要性に鑑み、市町村によるバリアフリーに関する基本構想の策定の推進に向けた移動等円滑化促進方針制度の新設等を行ったものである（別添3参照）。

2 改正の主な内容

(1) 基本理念（新法第1条の2）

この法律に基づく措置は、高齢者、障がい者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によ

って分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならないこととされた。

(2) 移動等円滑化促進地区（新法第2条第20号の2）

生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、生活関連施設及び生活関連施設相互間の経路（以下「生活関連経路」という。）を構成する道路、駅前広場等の一般交通用施設について移動等円滑化の促進が特に必要と認められ、移動等円滑化の促進が総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区を、移動等円滑化促進地区として市町村が設定できることとされた。

(3) 移動等円滑化の促進に関する基本方針に定める事項（新法第3条第2項）

移動等円滑化の促進に関する基本方針に新法第24条の2第1項の移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）の指針となるべき事項を定めることとされた。

(4) 移動等円滑化促進方針（新法第24条の2から第24条の8まで）

市町村は、新方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を作成するよう努めることとされた。移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区の位置及び区域、生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項等が定められることとされた（新法第24条の2第1項から第3項まで）。

ア 移動等円滑化促進方針の作成

(ア) 作成時の意見聴取

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民等の利害関係者、関係する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされた（新法第24条の2第6項）。これを踏まえ、新方針三1(2)⑤及び⑦において、市町村は、移動等円滑化促進方針の作成及び見直しに当たって、住民等の利害関係者、関係する公安委員会等の参画により、これらの関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努めることとされた。

(イ) 作成後の送付義務

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、主務大臣（国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣。以下同じ。）、関係する公安委員会等に送付しなければならないこととされた（新法第24条の2第7項）。

(ウ) 主務大臣の助言

主務大臣は、移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができることとされた（新法第24条の2第8項）。

イ 移動等円滑化促進方針の評価等

市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね5年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価（以下「評価等」という。）を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとされた（新法第24条の3）。

ウ 移動等円滑化促進協議会

(ア) 移動等円滑化促進協議会の組織

移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成及び実施（実施の状況についての評価等を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下「移動等円滑化促進協議会」という。）を組織することができることとされた（新法第24条の4第1項）。

(イ) 移動等円滑化促進協議会の構成員

移動等円滑化促進協議会は、市町村、関係する公安委員会、高齢者、障がい者その他の市町村が必要と認める者等をもって構成することとされ、市町村がこれらの者に協議を行う旨を通知した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならないこととされた（新法第24条の4第2項から第4項まで）。

(ロ) 協議事項が調った事項の尊重義務

移動等円滑化促進協議会において協議が調った事項については、移動等円滑化促進協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされた（新法第24条の4第5項）。

エ 作成等の提案

生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者及びこれらの利用に関し利害関係を有する者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更を提案できることとされた（新法第24条の5第1項）。

オ 行為の届出等

移動等円滑化促進地区の区域において、移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある旅客施設の建設、道路の新設等を行おうとする公共交通事業者等又は道路管理者は、市町村に行為の種類、施行方法等を届け出なければならないこととされ、届出を受けた市町村は必要な措置の実施の要請等を行うことができることとされた（新法第24条の6）。

カ 市町村による情報収集等

移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供（以下「情報収集等」という。）に関する事項を定めることができることとされ、移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報収集等に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき情報収集等を行うものとされた（新法第24条の2第4項）。

及び第24条の7)。

(5) 移動等円滑化基本構想（新法第25条、第25条の2及び第40条の2）

ア 作成の努力義務化

従来、市町村は、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができることとされていたが、改正法により、基本構想の作成に努めるものとされた（新法第25条第1項）。

イ 市町村による情報の収集、整理及び提供等

基本構想には、市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報収集等に関する事項を定めることができることとされた（新法第25条第10項において準用する新法第24条の2第4項）。

ウ 基本構想の評価等

市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね5年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業についての評価等を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとされた（新法第25条の2）。

エ 市町村による情報収集等

基本構想に市町村が行う移動等円滑化に関する情報収集等に関する事項が定められたときは、市町村は当該基本構想に基づき情報収集等を行うものとされた（新法第40条の2）。

(6) 国の責務（新法第4条第1項及び第52条の2）

国の責務に、関係行政機関及び高齢者、障がい者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議における定期的な評価その他のこれらの者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定が追加され、国は、移動等円滑化を促進するため、上記会議を設け、定期的に移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めるものとされた。

(7) その他の改正内容

ア 公共交通事業者等の範囲の拡大

「公共交通事業者等」の対象として、道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般貸切旅客自動車運送事業者及び海上運送法（昭和24年法律第187号）による旅客不定期航路事業者が加えられた（新法第2条第4号ハ及びホ）。

イ 公共交通事業者等による計画の作成等

公共交通事業者等は、毎年度、国土交通大臣が定める公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項において定められた目標に関し、その達成のための計画を作成し、これを国土交通大臣に提出するとともに、計画の内容、実施の状況等を公表しなければならないこととされた（新法第9条の2から第9条の6まで）。

3 改正法の施行期日

記2の(1)から(6)までに関する改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされ、本年11月1日施行された。

なお、記2の(7)に関する改正規定は、平成31年4月1日から施行される。

4 市町村からの相談に対する留意事項

(1) 移動等円滑化促進方針に関する対応

ア 交通の安全及び円滑の確保についての配慮

市町村から公安委員会に対し、移動等円滑化促進方針の作成に係る意見の聴取が行われる場合又は移動等円滑化促進協議会が組織され、移動等円滑化促進方針の作成に係る協議が行われる際は、市町村から警察署交通課（係）に対し事前相談又は協議・参画の依頼が行われることが予想される。

このため、市町村による移動等円滑化促進方針の作成にあたり、協議会が組織される場合は積極的に協議会に参画するとともに、協議会が組織されない場合においても本部主管課と連携の上、移動等円滑化促進地区内の交通の安全及び円滑が確保される内容となるよう、交通の安全及び円滑の確保に関し、市町村に対し、公安委員会として必要な意見を述べること。

なお、作成又は変更された移動等円滑化促進方針は、市町村から公安委員会に直接送付されることが予想されるが、警察署長に送付された場合は、確実に受領し、交通部交通規制課長に送付すること。

イ 移動等円滑化に必要な情報の提供

新方針三4(1)③において、公安委員会は、高齢者、障がい者等に対して、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するように努めることが重要である旨定められていることから、警察署長にあっては、移動等円滑化促進地区における生活関連経路の位置及び当該経路上におけるバリアフリー化の内容のほか、バリアフリー化された信号機等の機能や利用方法について、高齢者、障がい者等に対して適切に情報提供を行うよう努めること。

(2) 市町村の取組への対応

市町村から、移動等円滑化促進方針又は基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項についての情報提供の求め又は基本構想に基づく事業の実施状況についての評価等に関する問合せがあった際は、必要な情報を市町村に提供するなど、適切に対応すること。

(3) その他

改正法の成立に際し、平成30年4月18日の衆議院国土交通委員会及び同年5月17日の参議院国土交通委員会において、それぞれ附帯決議（別添4及び5参照）が付されていることから、決議の趣旨を十分に尊重して、特に次の事項に留意すること。

ア 音響式信号機の更なる設置の促進

視覚障がい者が安全に道路を移動することができるよう、音響式信号機の更

なる設置の促進を図ること。

イ 緊急自動車の走行時における聴覚障がい者の歩行の安全の確保

緊急自動車の運転に従事する職員に対する教養や、警察外部の者に対するホームページを通じた情報提供により、聴覚障がい者は緊急自動車のサイレンの音が聞こえない又は聞こえにくいため当該緊急自動車の認知が遅れる可能性があることから、緊急自動車の走行時においては聴覚障がい者の歩行の安全の確保に努めるべきことを周知徹底すること。

別添 〔略〕